

令和4年3月9日

とちぎ消費者リンクと株式会社カーブスジャパンとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク（以下「とちぎ消費者リンク」という。）が、株式会社カーブスジャパン（以下「カーブスジャパン」という。）に対し、カーブスジャパンが使用するCurves会員規約（以下「本件規約」という。）第17条（8）及び第20条について以下のとおり主張し、消費者契約法第10条^(※)に規定する消費者契約の条項に該当して無効であるとして、本件規約第17条（8）及び第20条を削除すること等を求めた事案である。

ア 本件規約第17条（8）は破産又は民事再生申立若しくは任意整理の申立があったときに会員から除名することができるものとする規定であり、本件規約から発生する義務違反があったことの主張立証をすることなく除名することができる点において法令中の公の秩序に関しない既定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は加重する条項である。また、本件規約第17条（8）に列举されている事由が生じたとしても債務不履行があるとはできないため、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。よって、本件規約第17条（8）は消費者契約法第10条により無効となる。

イ 本件規約第20条はカーブスジャパンに一方的な規約の変更権を与えるものであり、民法第548条の4が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項である。また、消費者にとって不利益変更となる場合でも、極めて広範な裁量権をカーブスジャパンに留保する規定であり、消費者が予期しない不利益変更により不測の損害を被る可能性があり、信義則に反して消費者の利益を一時的に害するものである。よって、本件規約第20条は消費者契約法第10条により無効となる。

(※) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和2年11月20日、カーブスジャパンは、とちぎ消費者リンクに対し、本件規約を改定し、本件規約第17条(8)を削除し、本件規約第20条を改定することについて連絡した。

これを受けて、令和3年4月27日、とちぎ消費者リンクは、申入れの内容を踏まえた改定がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク (法人番号 6060005009249)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社カーブスジャパン (法人番号 7010001121952)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9148

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html